

控

23.7.21
7 2500

訴 状

平成23年7月21日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野武夫

同 上 藤内健吉

同 上 濱 和哲

〒617-8665

京都府向日市寺戸町中野20番地

原 告 向 日 市

上記代表者市長 久嶋

〒541-0041

大阪市中央区北浜3丁目7番12号 京阪御堂筋ビル8階

共栄法律事務所（送達場所）

電話 06-6222-5755

FAX 06-6222-5788

原告訴訟代理人

弁護士 水野武夫

弁護士 藤内健吉

弁護士 濱 和哲

〒610-1111

京都市西京区大枝東長町2番地3

被 告 洛 西 建 設 株 式 会 社
代表者代表取締役 清 水 章

損害賠償請求事件

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金8659万3500円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、被告が開発業者として開発した下記の開発行為（以下、「本件開発行為」という）において設置された下記の雨水貯留槽（以下、「本件雨水貯留槽」という）を、平成18年3月25日以降、都市計画法39条に基づき管理する地方公共団体（市）である。

被告は、本件開発行為の開発業者であり、本件雨水貯留槽を施工し、設置した者である。

【本件開発行為（第2期開発）の概要】

開発行為者；被告

開発許可日；平成17年5月20日（京都府知事による許可）

開発地域；

（開発区域）京都府向日市寺戸町北野1-1、1-3、5-2の一部、9-1、10-1の一部、10-3の一部、10-19、西野30-3の一部、30-5、31-2の一部、及び国有地（未登記）

(関連区域) 京都府向日市寺戸町北野1-4、4-3、5-2の一部、6-2、
7の一部、西野30-3の一部、31-2の一部、及び国有地(未登記)
開発面積; 12,794.50m²

【本件雨水貯留槽の概要】

所在地; 京都府向日市寺戸町北野地内

対策量; 727m³

第2 本件開発行為(第2期開発)に至る経緯

本件開発行為は、被告による第1期開発(本件開発行為による開発区域の東側約4,758.69m³)に引き続く第2期開発として行われた宅地分譲開発事業であり、いずれも京都府知事の許可に基づく開発事業である。

第1期開発については、平成16年6月3日、都市計画法29条に基づく京都府知事の許可がされた後、開発区域内に18戸の戸建て住宅が建築され、順次戸建て分譲がされた。なお、そのうちの6戸が第3の1記載の本件事故による被害住戸である。

第2期開発である本件開発行為については、開発区域内に複数の公共施設が存したため、被告は、原告に対して、都市計画法32条1項に基づく同意の申請及び同条2項に基づく協議を行い(甲3、甲4)、平成17年5月20日、京都府知事による開発許可を得たが、本件開発行為に伴い新たに設置された公共施設のうちの一つが本件雨水貯留槽であった。本件開発行為は、京都府知事による上記許可がされた後造成工事が行われ、現在も戸建て分譲が行われている。

本件雨水貯留槽は、向日市寺戸町北野所在の北野台公園地下に設置された公共施設であり、設置者は被告であるが、都市計画法上、開発許可を受けた開発

行為により公共施設が設置されたときは、その公共施設は同法36条3項に基づく公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとされている（39条）。そして、後述のとおり、同法36条3項に基づく公告がされたのは平成18年3月24日であるから、本件雨水貯留槽は、その翌日である同月25日、法律上当然に原告の管理に属することとなった。なお、本件雨水貯留槽が存する北野台公園の土地も、同法40条2項に基づき、同日、原告に帰属している。

第3 雨水流出事故の発生及び事故の原因

1 本件事故の発生

本件雨水貯留槽は、開発地域の治水対策として、開発業者である被告が北野台公園地下に設置した公共施設であり、開発地域周辺に大雨が降った場合などにおいて、雨水を一時的に貯留し下流地域に大量の雨水が流出することを防ぐための施設である（位置図につき、甲1。本件雨水貯留槽の平面図及び断面図につき、甲2）

本件雨水貯留槽は、向日市との事前計画協議を経て（甲6、甲7）、平成18年3月1日、被告による設置完了通知がされ（甲8）、同月24日、原告が被告に対し設置完了通知の受理書を発行した（甲9）。上述のとおり、都市計画法上、開発行為により設置された公共施設は同法36条3項に基づく公告の日の翌日において、公共施設の存する市町村の管理に属するとされており（39条）、本件開発行為にかかる工事が完了したことの公告は平成18年3月24日にされたから（甲10）、本件雨水貯留槽はその翌日である同月25日以降、原告の管理に属することとなった。

原告は、本件事故に先立つ平成21年7月1日、本件雨水貯留槽の流入口を開け供用を開始したが、その後の同月19日夕方5時ころ以降、向日市周

辺で大雨が記録された。その3日後の同月22日、本件雨水貯留槽に隣接する6戸の住戸において、住戸の外壁や車庫、インターホン等から、雨水が流出するという事故（以下、「本件事故」という）が発生した。

本件事故発生の連絡を受けた原告職員（市街地整備課、都市計画課、下水道課）は、直ちに現地に赴き状況を確認したところ、本件雨水貯留槽東側に位置する6戸住戸のガレージの天端やインターホン、北野台公園側の擁壁の水抜き穴等から雨水が流出している状況であった。本件事故の数日前には向日市周辺で大雨が降っていたこと、雨水は北野台公園東側の擁壁からも流出していたことなどの状況からは、数日前の大�により本件雨水貯留槽に雨水がたまり、それが何らかの原因で外部に流出したものと推測された。そのため、本件雨水貯留槽は、本件事故の当日に流入口が閉じられ、現在も供用が停止された状態となっている。

2 本件事故の原因

本件事故の原因は、以下のとおり、被告の施工時における工事不良である。

（1）シート端部止水不良

本件雨水貯留槽の流入流出部には現場打ちの鉄筋コンクリート構造の点検柵が設置されており、点検柵には遮水シートが接着処理されている。しかし、遮水シートの点検柵貼付部は、人力により容易に剥がせる状況であり、雨水貯留槽内の水位が周辺地下水位より高い状況では容易に漏水が発生する状況であった。

これらの状況からすると、被告が施工時に遮水シートを適切に貼付しておらず、容易に遮水シートが剥がれる状況になっていたことが、本件事故の原因であったことは明らかである。

(2) 埋戻し、転圧不良

本件雨水貯留槽の周囲は、いったん掘り起こした埋戻土によって十分に締固めがされている必要があるが、被告の施工では、本件雨水貯留槽と東側の擁壁との間の埋戻土の締固めが不十分な状況であった。また、本件雨水貯留槽内から遮水シートを突いて背面状況を確認したところ、遮水シートは容易に動き、背面の埋戻土が十分に締固められていない状況が認められた。

また、擁壁背面の埋戻土が十分に締固められていないため、偏土圧が働いたことにより本件雨水貯留槽本体が傾いていた状況も確認された。

これらの状況からすると、被告が施工時に十分な埋戻土の締固めをしなかったため、遮水シートが容易に動いたり、本件雨水貯留槽本体自体が傾くなどしたことが、本件事故の原因であったことは明らかである。

第4 被告の責任

1 瑕疵担保責任

(1) 本件技術指針に基づく瑕疵担保責任

原告においては、開発行為等に伴い設置される雨水流出抑制施設の設置に関する技術指針として、「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針」（甲5。以下、「本件技術指針」という）が定められており、本件雨水貯留槽も本件技術指針の適用を受ける雨水流出抑制施設である。そして、本件技術指針によれば、開発業者が原告に引き渡す施設については、開発業者は引き継ぎ書の発行日から2年間、瑕疵担保責任を負うとされている（甲5「様式5」「様式6」）。

もっとも、本件雨水貯留槽に関しては、被告は、原告に対して、様式5の「引き渡し書」を提出していないため、原告は、様式6の「引き継

ぎ書」を被告に発行していない。しかし、本件雨水貯留槽は本件技術指針の適用を受ける施設であり、本件技術指針においては、原告に引き渡す施設については、開発業者が原告に対して瑕疵担保責任を負うことが当然に予定されているのであるから、単に形式的に様式5及び様式6の書式の授受がなかったとしても、被告は、原告に対して、本件雨水貯留槽について瑕疵担保責任を負う。

なお、本件では、様式6が発行されていないため、瑕疵担保期間の起算点が明らかでない。しかし、民法上、瑕疵担保責任の起算点は「事実を知った時」であるとされているから（民法570条、566条3項）、本件雨水貯留槽の瑕疵担保期間の起算点は、原告が「事実を知った時」とあると解すべきである。

したがって、被告は、原告に対し、本件雨水貯留槽の瑕疵について、原告が事実を知った時である平成21年7月22日（本件事故の発生日）から2年間、瑕疵担保責任を負う。

（2）本件雨水貯留槽の「瑕疵」の存在

上記第3の2（本件事故の原因）で述べたとおり、被告の施工及び設置時において、「シート端部止水不良」や「埋戻し、転圧不良」があり、これらが本件事故の原因である。本件雨水貯留槽は一時的に雨水を溜めるための施設であり、また周辺には多数の住戸が存するのであるから、決して漏水しない品質及び性能を有していなければならない。しかし、本件雨水貯留槽には、被告における施工上の不良により漏水を生ずる原因が存したのであるから、原告が引渡しを受ける以前において、本件雨水貯留槽に瑕疵があったことは明らかである。

以上のとおり、被告が施工した本件雨水貯留槽に瑕疵があり、かかる

瑕疵により原告に第5記載の「損害」が生じたのであるから、被告は、原告に対して、本件雨水貯留槽の瑕疵に伴う損害について、瑕疵担保責任としての損害賠償責任を負う。

2 不法行為責任

本件雨水貯留槽は、被告が北野台公園地下に設置した公共施設であるが、本件開発行為にかかる工事の完了公告がされた日（平成18年3月24日）の翌日に、原告の管理に帰属することとなった。

被告が本件雨水貯留槽を設置するに際しては、原告との間でも事前計画協議が行われていたから（甲6、甲7）、被告においても、その後、本件雨水貯留槽が原告の管理に帰属することは当然の前提とされていた。

したがって、被告としては、その後原告の管理に帰属することとなる公共施設を設置する以上、当該公共施設の施工、設置上の瑕疵等により、原告に損害を生じさせることがないよう適切な施工、設置を行うべき義務があり、損害の発生につき予見可能性があるのにこれを回避する行為義務を怠った場合、原告に対して、不法行為責任を負う。

本件雨水貯留槽は、雨水を一時的に溜める施設であるから、かかる施設を施工、設置する事業者としては、万が一、当該施設から水漏れが生じた場合、隣接住戸や後に管理者となる原告に多大な損害が生じるということは当然に予見可能であった。現に、被告は本件開発行為の許可権者である京都府知事との間で、本件雨水貯留槽の防水シートの安全性、耐久性に関する協議を行っていたのであり、被告は本件雨水貯留槽から水漏れが生じる可能性があることを具体的に予見していたのである。

しかし、第4の1（2）で述べたとおり、被告は、本件雨水貯留槽の施工及び設置を適切に行わず、本件雨水貯留槽から水漏れが生じた場合に周辺住

戸や原告に生じることとなる損害を回避すべき義務を怠った。それにより、原告に第5記載の損害が生じたのであるから、被告は、原告に対し、原告に生じた損害について、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

第5 損害

本件事故により原告に生じた損害は、今後支払うこととなる改修工事費（下記7）を含め、以下のとおり、合計8659万3500円である。

1 本件雨水貯留槽調査業務委託費

原告は、本件事故後、日水コンに対し、本件事故原因の調査を委託し、その費用として、金147万円を支払った（甲11）。

2 本件雨水貯留槽調査掘削工事費

原告は、本件事故後、本件雨水貯留槽を調査するため、掘削工事を行ったが、その費用として、工事業者に対し、12万6000円を支払った（甲12）。

3 本件雨水貯留槽周囲復旧工事費

原告は、本件事故後、本件雨水貯留槽の周囲の復旧工事を行ったが、その費用として、工事業者に対し、28万3500円を支払った（甲13）。

4 本件雨水貯留槽補修工事費

原告は、本件事故後、本件雨水貯留槽の補修工事を行ったが、その費用として、工事業者に対し、252万円を支払った（甲14）。

5 家屋点検業務委託費

原告は、本件事故後、隣接住戸6戸の点検業務を行ったが、その費用として、点検業者に対し、56万7000円を支払った（甲15）。

6 本件雨水貯留槽実施設計業務委託費

原告は、本件事故後、本件雨水貯留槽が供用停止となっていることから、本件雨水貯留槽を改修するための具体的な施工方法等を検討するため、日水コンに対して実施設計業務を委託したが、原告は、その費用として、日水コンに対し、435万7500円を支払った（甲16）。

7 本件雨水貯留槽改修工事費

原告は、本件雨水貯留槽の改修工事を予定し、設計額を算出したところ、7726万9500円となった。本件雨水貯留槽の改修工事を行うことはすでに決まっており、その工事費は7726万9500円であると算出されるから、同額は本件事故による原告の損害である。

第6 結語

以上により、原告は、請求の趣旨記載のとおりの判決を求める次第である。

証拠方法

甲第1号証	位置図
甲第2号証	平面図・断面図
甲第3号証	都市計画法第32条第1項による同意について
甲第4号証	都市計画法第32条第2項による協議について
甲第5号証	向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針
甲第6号証	様式1（事前計画協議書）
甲第7号証	様式2（事前計画協議済書）
甲第8号証	様式3（設置完了通知書）
甲第9号証	様式4（設置完了通知受理書）
甲第10号証	京都府公報
甲第11号証	支出伝票（北野台公園内雨水貯留槽調査業務委託）
甲第12号証	支出伝票（北野台公園内貯留槽調査堀工事）
甲第13号証	支出伝票（北野台公園内貯留槽周囲復旧工事）
甲第14号証	支出伝票（北野台公園下雨水流出制御施設補修工事）
甲第15号証	支出伝票（漏水事故に伴う家屋点検業務委託）
甲第16号証	支出伝票（北野台貯留槽実施設計業務委託）

添付書類

訴状副本	1通
甲号証副本	1通
訴訟委任状	1通
資格証明書	1通

以上